

## 浄化槽保証制度に係る浄化槽工事実施要領

制定 平成24年1月19日

### (目的)

第1条 この要領は、一般社団法人兵庫県水質保全センター（以下「センター」という。）が規定する「浄化槽保証制度に関する規約実施要綱」に基づき、50人槽以下の浄化槽工事の適正な実施を確保することを目的として、浄化槽法、建築基準法及びこれらに関連する法令、指針等に準拠し、浄化槽工事施工の具体的な事項を定める。

### (工事の資格等)

第2条 兵庫県知事の登録等を受けた浄化槽工事業者は、浄化槽の工事を行うときには、浄化槽設備士に実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽工事業者が自ら実地に監督しなければならない。ただし、これらの者が自ら浄化槽工事を行う場合は、この限りでない。

2 浄化槽設備士は、その職務を行うときは、浄化槽設備士証を携帯していなければならない。また、浄化槽工事の現場ごとに標識板を掲げなければならない。

### (工事施工の工程)

第3条 浄化槽工事の各工程における遵守事項は、次のとおりとする。

#### (1) 工事現場の事前調査

現場調査を行い、工事を行うため次の事項を確認すること。

- ① 工事施工図面等により工事に掛かる前に浄化槽設置位置の縄張り等をしてスペースを確認すること。
- ② 浄化槽等の搬入搬出経路の道路幅等安全対策を確認すること。なお、必要に応じて安全誘導員を置くこと。
- ③ 騒音振動対策等の公害対策を確認すること。
- ④ 工事用の仮設電力、工事用水の供給確保を確認すること。
- ⑤ ガス管、ケーブル、水道管等の地中埋設物を確認すること。
- ⑥ 地盤沈下対策等の土質、地耐力を確認すること。
- ⑦ 浄化槽放流水の放流先を確認すること。



※ 搬入された浄化槽が指定した人槽か受入検査を行い、外傷の具合や附属部品等を確認すること。なお、特殊工事については、各メーカーの仕様に従うこと。

#### (2) 掘削工事

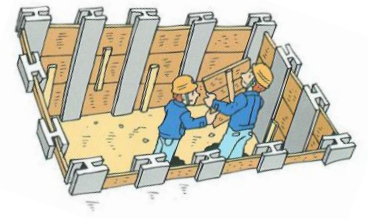
掘削工事は、次のとおり行い、通常、機械等（機材が搬入できない場合は、手掘り作業等）を用いて基礎地盤まで土砂を掘削すること。なお、掘削土については、搬出し適正に処分すること。

- ① 工事施工図に従って適切な寸法に掘削する。特に、掘りすぎは、地盤を乱すおそれがあるので注意を要する。  
**ただし、1,500mm以上の地山の掘削を行う場合は、労働安全衛生法に定められた作業主任者（国家資格）である地山の掘削作業主任者技術講習を修了した者があたること。**
- ② 根切りの幅は、本体より500mm以上広く掘ることが緊密な埋め戻し工事及び安全で能率的な工事に必要である。
- ③ 土の摩擦力、凝集力、付着力等の土質を考慮して、適切に掘削すること。
- ④ 地表や地下水の状況によっては、工事の妨げとなる地下水等を除くため水替え工事等の適切な工法が望ましい。

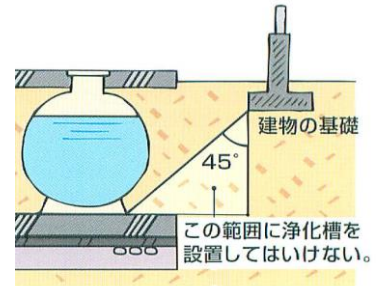


- ⑤ 周囲に構造物等がある場合は、荷重の影響を受けない位置に設置すること。  
 なお、スペースが無い場合や土質によっては、地盤の崩壊を防ぐために土留め工事を行うこと。  
 ただし、土留め工事は、労働安全衛生法に定められた作業主任者（国家資格）である土止め支保工作業主任者技術講習を修了した者があたること。
- ⑥ 周囲に構造物がある場合は、荷重の影響を受けない位置で建物の基礎から外側 45 度の線の外側に設置すること。

※がけ下に浄化槽を設ける場合、交通量の多い道路ばたや家の基礎又は大きな建物に接して設置するなど、浄化槽本体に過度の荷重がかかる場合には、土圧に応じた鉄筋コンクリートの擁壁を設けるなどの対策を行うこと。



全浄連「浄化槽施工マニュアル」引用



全浄連「浄化槽施工マニュアル」引用

### (3) 基礎工事

基礎工事は、次のとおり行うこと。

- ① 栗石、砂利地業工事  
 堀ゆるめられた地盤を強固にするため、玉石、割石(基礎に使う砕石)等を 100mm 以上の厚さで敷き並べそのすきまに砂利をまいて、転圧し、つき固め基礎の支持とする。
- ② 捨てコンクリート工事  
 捨てコンクリートで深さを調整し、水平に打つ。なお、捨てコンクリートの厚さは 50mm 以上が望ましい。



### (4) 底版コンクリート工事

底版コンクリート工事は、浄化槽本体を水平に設置できるよう次のとおり行うこと。

- ① 基礎仕上げの高さを確認し、水平に 150mm 以上のコンクリートを打つ。ベース上面の水平を水準器で確認すること。
- ② 鉄筋コンクリートを打ち、所要の強度になるまで十分に養生する。鉄筋は、異形鉄筋φ10mm を 200mm ピッチで格子状に配置することを標準とする。
- ③ 地下水位が高く、大きな浮力、水圧がかかる場所に設置する場合には、槽の浮き上がりや槽本体の破損を防止するため、浮上防止用配筋、外部補強及び浮上防止ベルト等は、各メーカーの仕様に従うこと。



全浄連「浄化槽施工マニュアル」引用

### (5) 本体据付工事

本体据付工事は、次のとおり行うこと。

- ① 土砂や石の固まり等を落さないよう注意しながら浄化槽をクレーン等で所定の位置に吊り降ろす。なお、クレーン作業・玉掛け作業は、有資格者が行うこと。
- ② 槽本体の流入管及び放流管方面を確認して据えつけること。
- ③ 槽本体は水平状態で吊り上げ、ワイヤーロープは適切な長さ、太さのものを使用すること。
- ④ 本体据付後、半分程度水を張り水準器により、浄化槽の開



環境省パンフレット引用

- 口部で水平を確認すること。(2～3箇所)
- ⑤ 据付終了後、浄化槽にキズや破損などが生じていないか確認すること。

(水張り)

- ※ 据付終了後、直ちに規定の水位まで水張りをし、24時間以上漏水しないことを確認すること。

(6) 埋め戻し工事

埋め戻し工事は、次のとおり行うこと。

- ① 埋め戻しの土は、締固めの良好な土砂等(購入土)を用いること。
- ② 埋め戻しは、周囲を均等に所定の高さまで、水平を保ち、水締めを行って埋め戻し、土の内部に空隙がないように埋めること。なお、水締め後、2～3日安定させてから次の工事を行うこと。
- ③ 槽の一方のみの埋め戻しは槽の移動や傾きの原因となるおそれがあるので避けること。
- ④ 埋め戻しの途中で、水平の確認を何度か行うこと。



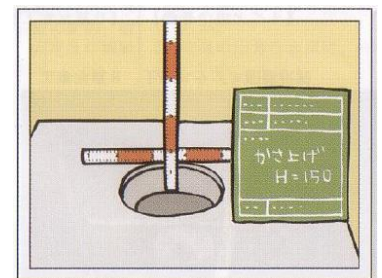
(7) スラブコンクリート工事

スラブコンクリート工事は、震災等を考慮のうえで、管の接続、ブロワの配管工事等を行った後に、次のことに留意すること。

- ① スラブコンクリートの形状は、設置条件や交通荷重の有無により適正な工事とし設計強度を満たすこと。なお、スラブの厚さは100mm以上とすること。
- ② スラブは、雨水が槽内に浸入することを防ぐために、水勾配をつけること。
- ③ スラブは、槽の浮上防止や防災上の観点から根切りした範囲の面まで鉄筋を、異形鉄筋φ10mmを200mmピッチで格子状に配置して補強することが望ましい。



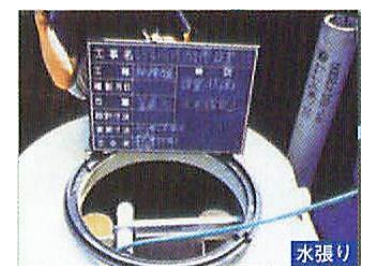
- ※ 浄化槽を通常よりも深く埋めたりする特殊工事は、嵩上げの高さを、設置後の保守点検・清掃・法定検査のし易さを考慮して最大300mm以内とすること。  
 なお、300mmを超える場合には、ピット構造とすること。



(工程写真)

第4条 センターに提出する浄化槽工事の工程写真は、次のとおりとする。なお、浄化槽工事業者は、国等の浄化槽設置整備事業に係る交付金で浄化槽工事を行った場合、工程写真の控えを保管しておくこと。

- (1) 浄化槽工事の写真は、浄化槽の流入側か放流側かのどちらか一方とし、特別な場合を除き(障害物、現場状況の変化、逆光等)同一の角度とすること。



## (2) 写真撮影の方法等

浄化槽の設置場所における撮影方法は、浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真で次のとおりとする。なお、標識板は、記載事項が判読できる写真が望ましい。

- ① 設置場所の現場写真  
設置場所を白線又は縄張り等に表示している写真。浄化槽設備士が標識板を掲げ背景に周辺状況が写っていること。
- ② 掘削工事写真  
掘削の深さが分かる写真。浄化槽設備士が標識板を掲げ、掘削の深さが分かるスケールと共に写っていること。
- ③ 栗石地業の写真  
栗石地業を行ったことの分かる写真。浄化槽設備士が標識板を掲げ、栗石の突き固めが終了後に深さの分かるスケールと共に写っていること。
- ④ 基礎コンクリート打設写真  
底版コンクリートを打った写真。浄化槽設備士が標識板を掲げ、コンクリート養生後にコンクリート厚の分かるようスケールと共に写っていること。
- ⑤ 本体据付工事写真  
本体が水平であることを確認する写真。浄化槽設備士が標識板を掲げ、水準器の確認できるように写っていること。
- ⑥ 埋め戻し工事写真  
埋め戻し水締め工事は水張りを行い、水平を保ちつつ水締めを行っている写真。浄化槽設備士が標識板を掲げ水張りが確認できるように写っていること。
- ⑦ 完成工事写真  
スラブコンクリートの長さ、幅の分かる写真。浄化槽設備士が標識板を掲げ、嵩上げの高さが分かるようスケールをあて、全景が確認できるように写っていること。

### (要領の改正)

第5条 この要領の改正は、浄化槽保証制度審査委員会において承認を得なければならない。

- 2 この要領は、あらかじめ兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課及び兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課の意見を踏まえ改正するものとする。

### 附 則

- 1 この要領は、平成24年1月19日から施行する。
- 2 従前の「小型合併浄化槽設置工事施工要領書」は廃止する。